

まちづくり懇談会レポート

町民の皆さんと町長が、まちづくりについて意見交換する場「まちづくり懇談会」を開催し、延べ269人の出席をいただきました。
 まちづくりの方針と、役場新庁舎の建設(2、3ページ参照)について説明したあと、意見交換や質疑応答を行いました。
 さまざまなご意見・ご質問をいただきましたので、その一部を紹介します。

庁舎建設

Q 新庁舎は震度何まで耐えられるのか。
 A 現在の耐震基準で、震度6強〜7程度の揺れでも倒壊しない建物になります。
 Q 建替えではなく、耐震補強で対応する選択肢はなかったのか。
 A 耐震診断の結果から、補強の必要な部分が50力所程度となり、また、耐震壁により事務室スペースが制限されるほか、工事期間中の仮庁舎が必要になります。
 現庁舎は築46年が経過し、耐震改修をしても、その後20年ほどしか使用できないため、新庁舎建設の方が費用対効果を考えると良いと判断しました。
 Q 建設位置は、ハザードマップで浸水想定が50cmとなっているが、浸水しない場所の方が良いのではないか。
 A 洪水だけを考えると高台などが考えられますが、バスや商店街などの利便性を総合的に判断し、現庁舎敷地を選定しています。
 なお、新庁舎は現庁舎を使用しながら建設することとしています。

Q 新庁舎の建設位置は、現庁舎の南側か北側か。
 A 現在検討中で、現庁舎の南側に建てる場合、正面の駐車スペースが狭くなるほか、バスの乗り入れが不便になります。また、北側の場合、民有地があるため、日照の関係で高さに制限があります。来年の基本設計時に位置を決定します。

Q 新庁舎にゆめりあの保健福祉課と改善センターの教育委員会の窓口を1つに集約することだが、今のままで十分ではないか。
 A 住民課と保健福祉課の両方で手続きが必要な場合、窓口を集約することにより手続きが一度で済み、集約することが本当に良いのかは現在検討中です。

Q 今後、町の人口や町職員数が減っていくと予想されるが、新庁舎の大きさは考慮されているのか。
 A 人口減少について考慮していますが、仕事量の増加など現状と大きく変わらないことも予想されるので、臨時職員も含めた現在の全職員が入れる最低限の規模としています。
 Q 消防庁舎はどうなるのか。
 A 消防との連絡体制や建築コストを考え、現庁舎と同様に役場と合わせ

て一つの建物になるよう検討しています。

Q 借金返済は、シミュレーションどおりに進むのか。
 A 人口減少や今後の事業を加味してシミュレーションしており、大きくずれていくことはないと考えています。
 Q 役場に来客用のベビーカーがあると助かる。
 ○ 議会の傍聴席が足りない時があるので、増やしてほしい。
 ○ 窓口を1つに集約しても、ゆめりあや改善センターを有効に使ってほしい。



定住促進・住居

Q 読売新聞に定住の広告が出ているが、費用は。また、効果はあったか。
 A 6月中に25回の掲載で、27万円かかっています。
 過去に北海道新聞のシネマ欄横に掲載を行いました。読売新聞(全道版)への掲載は、今回が初めての試みです。
 今回の広告に関して、数件電話で問い合わせがありました。効果を測るのは難しいですが、遠くから移住してもらいたい意図もあり、掲載を見た方からの口コミなど、波及効果にも期待しています。



空き家対策

Q 公営住宅の建て替えの計画について教えてください。
 A 公住等長寿命化計画では、橋本区のおくら団地を平成33年に建替える計画となっています。
 また、来年度に本計画の見直しを行う予定です。
 Q 旧渡辺鉄工所跡地について教えてください。
 A 民間が土地を取得し、年内に2棟8戸のアパートと、来年以降に、道の駅のような役割を持つ施設を建設する予定と聞いています。
 Q 旧尚武館は今後どうする予定か。
 A 民間の団体から貸してほしいとの話があり協議していましたが、貸す予定が無くなったので、今後解体する予定です。

子育て支援

Q 3カ月児健康相談の時にもらえるごみ袋を、決まった枚数ではなく、子どものおむつがはずれるまでもらうことはできないか。
 A ごみを減量してほしいという思いもあるので、決まった枚数を助成するようにしています。



○ 出産祝い金があれば良いと思う。
 ○ 健康診断は、子どもがいるママは受診しづらいので、期間中に子どもを預かってくれる日があればいいと思う。
 ○ とっぴ子どもゆめクラブ、やまびこ、幼稚園参観日などの行事が重複しないように配慮してほしい。

○ 子どもの医療費助成はありがたいので、ぜひこれからも続けてほしい。
 ○ 妊婦健診や超音波検査の14回全額助成は、大変良い支援だと思つ。

有害鳥獣

Q キツネの駆除について、キツネの捕獲後、山に放しているとのことだが、それでは山の近くの住民に迷惑がかかってしまう。殺処分することはできないのか。
 A キツネは鳥獣保護法により、野生動物として保護の対象になっているため、駆除することはできません。捕獲した場合は、民家からできるだけ遠い山の奥に放しています。
 Q シカ、アライグマなどの有害鳥獣が増えている。電気柵を購入する場合、町から助成される制度はあるか。
 A 一昨年、中山間地域等直接支払交付金により電気柵を購入した地域があると聞きましたが、直接的な助成制度はありません。

